

不利益な扱いは受けない。

三 市民は、市政の情報に關し知る権利を有する。

四 市民は、法令又は条例の定めるところにより納税の義務を負うとともに、適正な行政サービスを受ける権利を有する。

#### (市民の責務)

第六条 市民は、自治の主体であることを自覚し、互いに尊重し、協力して、自治の推進に当たる責務がある。

二 市民は、市政へ参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持たなければならぬ。

三 市民は、地域社会を構成するものとしての社会的責任を自覚し、安全で潤いのあるまちづくりの推進に努めなければならない。

四 市民は、納税の義務を負い、行政サービスその他市政の運営に要する費用について応分の負担をする。

#### (地域コミュニティ)

第七条 市民は、地域コミュニティを守り育てるよう努めるものとする。

二 執行機関は、地域コミュニ

ニティの自主性及び自立性を尊重し、笠岡らしさを念頭に置いた政策形成等を行うものとする。

三 執行機関は、地域コミュニティの活動を支援することが出来るものとする。

四 市議会は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重するものとする。

第四章 市議会及び執行機関の役割

#### (市議会の責務)

第八条 市議会は、自治の基本原則にのっとり、その権限を行使し、自治を推進しなければならない。

二 市議会は、市民に対して、開かれた議会運営に努めるとともに、保有する情報を公開しなければならない。

#### (市議会議員の責務)

第九条 市議会議員は、自治の基本原則にのっとり、市議会が前条に規定する事項を実現するよう、誠実に職務を執行しなければならない。

#### (執行機関の責務)

第十条 執行機関は、まちづくりに関する重要な政策の形

成、執行、評価等の過程において、市民からの提案、意見、要望等を反映させるよう努めなければならない。

二 執行機関は、市政に関する市民からの質問、意見、要望等に対し、速やかに、かつ、誠実にこたえるよう努めなければならない。

#### (市長の責務)

第十一条 市長は、この条例を遵守し、市民の信託にこたえ、公正、公平かつ誠実に市政を運営し、市民主体の自治を推進しなければならない。

二 市長は、市政の総合的かつ計画的な展望及び方針を示し、その実現に取り組みなければならない。

三 市長は、市職員の能力向上に努めなければならない。

四 市長は、市民にわかりやすく、効率的かつ機能的な組織体制をつくらなければならない。

#### (市職員の責務)

第十一条 市職員は、市民との信頼関係づくりに努め、市民全体のために、公正、公平かつ誠実に職務を遂行し、市民主体の自治を推進しなければ

ならない。

二 市職員は、職務の遂行に必要な知識の習得及び能力の向上に取り組まなければならない。

#### 第五章 市政の運営

##### (計画的な市政運営)

第十三条 執行機関は、自治の基本理念にのっとり、総合的かつ計画的な市政運営を行うため、基本構想を定めるとともに、基本構想の実現を図るため、基本計画を策定しなければならない。

##### (開かれた市政運営)

第十四条 執行機関は、市民にわかりやすい形で、保有する情報を積極的に公開し、公正かつ透明性の高い開かれた市政の運営を行わなければならない。

##### (個人情報保護)

第十五条 市議会及び執行機関は、個人の権利利益を守るため、保有する個人に関する情報を保護しなければならない。

##### (適切な行政手続)

第十六条 執行機関は、市政の運営における公正の確保及

び透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するために、適切な処分、行政指導及び届出に関する手続きを行わなければならない。

##### (行政評価)

第十七条 執行機関は、市政をより効率的かつ効果的に運営するため、市民参加のもと行政評価を実施し、その結果を市政の運営に反映させなければならない。

二 執行機関は、行政評価の結果を市民にわかりやすく公表しなければならない。

##### (説明責任)

第十八条 執行機関は、重要な条例の制定及び計画の策定等に当たり、情報の提供に努め、市民にわかりやすく説明しなければならない。

二 執行機関は、市民の意見、要望、提案等に対して、速やかに応答しなければならない。

##### (危機管理)

第十九条 市は、緊急時に備え、市民の身体、生命及び財産の安全性の確保及び向上に努めるとともに、総合的かつ機動的な危機管理の体制を強